

# 土壤汚染対策法第4条に基づく 土地の形質の変更届出の手引

令和5年8月



長崎県 県民生活環境部 地域環境課

## 目次

1. はじめに .....	3
2. 凡例.....	3
3. 用語.....	3
➤ 土地の形質の変更.....	3
➤ 土地の形質の変更の部分の面積 .....	3
➤ 特定有害物質.....	3
➤ 有害物質使用特定施設 .....	4
➤ 土壤汚染状況調査.....	4
➤ 指定調査機関.....	4
4. 届出先.....	4
5. 届出対象 .....	5
6. 届出義務者 .....	6
7. 届出期限 .....	6
8. 届出書類 .....	6
➤ 届出書類一覧.....	6
9. 土壤汚染状況調査の結果の提出（法第4条第2項の報告） .....	7
➤ 提出書類一覧.....	7
10. 届出書様式等の入手先 .....	7
11. 届出書類の提出方法 .....	7
12. 罰則.....	7
13. 届出書類の作成例 .....	8
➤ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六） .....	9
➤ 提出者自己チェックリスト .....	11
➤ 土地利用履歴書.....	12
➤ 工程表.....	14
➤ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 .....	16
➤ 土地所有者一覧表.....	19
➤ 土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七） .....	20
（参考）巻末資料 .....	21
➤ 県立保健所.....	22
➤ 特定有害物質.....	23
➤ 土地の形質の変更（事例：Q&A） .....	24
➤ 届出のあった土地に知事が土壤汚染のおそれがあると判断したとき .....	26
➤ 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設 .....	27

## 1. はじめに

土壤汚染対策法は、土地の土壤汚染を見つけるための調査や、汚染が見つかったときにその汚染によって人の健康に悪い影響が生じないように土壤汚染のある土地の適切な管理の仕方について定めている法律です。

土地の形質の変更には、その土地に土壤汚染がある場合、汚染土壌の飛散や地下水汚染の発生、汚染土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクが伴います。

このため、土壤汚染対策法第4条では、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対して、事前の届出を義務づけ、その土地に土壤汚染のおそれがある場合は、知事から土地の所有者等に対して土壤汚染状況調査の実施及びその報告を命ずることができると規定しています。

制度の趣旨をご理解の上、この手引を熟読いただき、適切に届出を行ってください。

なお、この手引に記載する内容は、長崎市及び佐世保市以外に所在する土地の届出に適用します。

## 2. 凡例

この手引では法令等の名称に以下の略称を使用しています。

- ・ 土壤汚染対策法・・・法
- ・ 土壤汚染対策法施行令・・・施行令
- ・ 土壤汚染対策法施行規則・・・施行規則

## 3. 用語

### ➤ 土地の形質の変更

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般を指し、いわゆる「掘削」と「盛土」に区別されます。

掘削した土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合も盛土として土地の形状を変更する行為に該当するなど、法の趣旨を踏まえて幅広く捉えています。 【巻末資料 参照】

### ➤ 土地の形質の変更の部分の面積

届出の対象となる「土地の形質の変更の部分の面積」とは、掘削部分の面積と盛土部分の面積の合計です。敷地面積のことではありません。

### ➤ 特定有害物質

土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生じのおそれがある物質として施行令で定めた26物質のことです。第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）、第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）があり、各物質ごとに土壌溶出量基準や土壌含有量基準等の基準値が設定されています。 【巻末資料 参照】

## ➤ 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等するものをいいます。土地の所在地を管轄する保健所で確認することができます。【巻末資料 参照】

## ➤ 土壤汚染状況調査

法に基づく土壤汚染の調査を土壤汚染状況調査といいます。信頼できる調査結果を確保するため、環境大臣又は都道府県知事の指定を受けた調査会社である「指定調査機関」のみ行うことができます。

## ➤ 指定調査機関

土壤汚染状況調査を行うために環境大臣又は都道府県知事の指定を受けた調査機関のことをいいます。指定調査機関は、環境省ホームページに掲載され、地域別などで検索することができます。

※環境省ホームページ「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関」

<https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/>

# 4. 届出先

届出の対象となる土地の所在地に応じて、届出先が異なります。

### ➤ 長崎市、佐世保市以外の土地

長崎県 県民生活環境部 地域環境課 環境監視班  
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1  
電話 095-895-2356 (直通)

※長崎市、佐世保市の土地の届出については、それぞれの市役所の担当部署へご確認ください。

### ➤ 長崎市の土地

長崎市 環境部 環境政策課  
〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4-1  
電話 095-829-1156

### ➤ 佐世保市の土地

佐世保市 環境部 環境保全課  
〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町1-8  
電話 0956-26-1787

## 5. 届出対象

土地の形質の変更を行う部分の面積が3,000㎡以上であれば、届出の対象となります。

ただし、有害物質使用特定施設を設置している工場や事業場の敷地、若しくは、有害物質使用特定施設を廃止した工場や事業場の敷地の場合は、900㎡以上が届出の対象です。

長距離・広範囲にわたる工事で、工区を施工単位で区切る場合にも、まとめて一つの土地の形質の変更とみなします。

また、同一敷地にはない複数の離れた土地の形質の変更を行う場合、同一の計画や目的の下に行われる事業であれば、まとめて一つの土地の形質の変更とみなし、個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して届出対象の該否を判断します

なお、次の場合には届出の対象外となり、届出は不要です。

### <届出の対象外となる場合>

#### ➤ 土地の形質の変更の内容が「盛土のみ」の場合

盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、汚染が拡散することはないことから届出不要としています。

#### ➤ 軽易な行為その他の行為（施行規則第25条）

##### ① 次のイ～ハのどれにも該当しない行為

※イ・ロ・ハの3つとも該当しない場合にのみ当てはまります

- イ) 土壌をその土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
- ロ) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
- ハ) 土地の形質の変更をする部分の深さが50cm以上であること

##### ② 農業を営むために通常行われる行為で①のイに該当しないもの

※農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為のことで、具体的には、耕起や収穫等を想定しています。土地改良法に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同じとみなすことができるものは、当てはまりません

##### ③ 林業の用に供する作業路網の整備で①のイに該当しないもの

##### ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

##### ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※届出対象に該当しているかいないかの判断に迷う場合は、県の担当者へご相談ください。

## 6. 届出義務者

届出の義務があるのは、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その工事等の実施に関する計画の内容を決定する者です。

土地の所有者の他に、土地の所有者とその土地を借りて開発工事等を行う開発事業者との関係では開発事業者が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その工事の実施に関する計画の内容を決定する責任がどちらにあるかで異なりますが、一般的には発注者が該当します。

## 7. 届出期限

届出は、土地の形質の変更に着手する30日前までに行わなければなりません。

ここでいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日のことで、契約事務や設計等の準備行為や、土地の形質の変更を行わない準備工事などは含みません。

なお、民法第140条の規定に基づき、届出日当日（県に到達した日）は期間に算入しません。

<参考>届出の期間の算出例

届出日 (県到達日)	1日目	2日目		29日目	30日目	着手する日
4月1日	4月2日	4月3日	...	4月30日	5月1日	5月2日
※算入しない	┌──────────────────┐ 中30日をとります ───────────────────┐					※算入しない

## 8. 届出書類

届出に必要な書類は、次の「届出書類一覧」のとおりです。

「届出書類一覧」の順に並べて提出してください。一覧に記載以外の資料は、原則不要です。  
追加で提出の必要な資料がある場合は、届出書類の最後に添付してください。

### ➤ 届出書類一覧

届出書	作成例
・ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）	9ページ
添付書類	作成例
・ 提出者自己チェックリスト	11ページ
・ 土地利用履歴書	12ページ
・ 工程表	14ページ～
・ 土地の所在地の地図（1:3,000～15,000程度の縮尺）	
・ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面	16ページ～
・ 土地所有者一覧表	19ページ
・ 登記事項証明書	
・ 公図	

## 9. 土壌汚染状況調査の結果の提出（法第4条第2項の報告）

土壌の特定有害物質による汚染の状態について、あらかじめ指定調査機関に調査させて、その結果を土地の形質の変更の届出に併せて提出することができます。

届出をもとに知事が汚染のおそれがあると判断して土壌汚染状況調査の命令を発出する場合、調査結果報告が終了するまでは土地の形質の変更の停止を求めるなど、手続に相当の時間を要するため、あらかじめ調査結果を提出していただくことにより、迅速に判断を行えるようになります。

### ➤ 提出書類一覧

報告書	作成例
・ 土壌汚染状況調査結果報告書（様式第七）	20 ページ
添付書類	作成例
・ 指定調査機関が作成した土壌汚染状況調査結果報告書	

## 10. 届出書様式等の入手先

届出書様式等は、長崎県庁ホームページでダウンロードできます。

※長崎県庁ホームページ「土壌汚染対策法 一定の規模以上の土地の形質の変更届出」

<https://www.pref.nagasaki.jp/doc/45929.html>

・分類 > くらし・環境 > 環境保全・温暖化対策 > 環境保全 > 環境監視 > 土壌

## 11. 届出書類の提出方法

届出書類は、1部を郵送で提出してください。

なお、届出が県で受け付けられたことを確認したい場合は、届出書（様式第六）の副本（※副本には添付書類不要。）を同封してください。県の受付印を押印して返送します。

また、届出書類の内容について、県の担当者から確認や問合せの連絡をすることがありますので、必ず、提出したものと同一書類を控えとして保管しておいてください。

## 12. 罰則

届出期限までに届出をしなかったり、虚偽の届出をして土地の形質の変更を行った場合、法の規定により罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

法第六十六条（抜粋）

次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第四条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、届出をしなくて、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

### 1 3. 届出書類の作成例

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）
- 提出者自己チェックリスト
- 土地利用履歴書
- 工程表
- 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
- 土地所有者一覧表
- 土壌汚染状況調査結果報告書（様式第七）

➤ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）

・着手予定日の30日前までに届出が必要  
 ・日数は記載日でなく、届出書類の県への到達日により算定（6頁「7.届出期限」参照）

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

長崎県知事  
 届出者が法人の場合は所在地、法人名、代表者役職及び代表者氏名を、届出者が個人の場合は住所、氏名を記載

令和\*年\*月\*日

届出者 長崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

土壤汚染対策法 第3条第7項 第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の所在地の地図を添付（1:3,000～15,000程度の縮尺）

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	長崎県△△市△△町△番△号 外△筆 ※別添地図参照
土地の形質の変更の場所	長崎県△△市△△町△番△号 外△筆 ※詳細は別紙「土地所有者一覧表」参照
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	@,@@@㎡（掘削：@,@@@㎡ 盛土：@@@㎡） 最大掘削深度 @@. @m ※詳細は別添図面参照
土地の形質の変更の着手予定日	令和*年*月*日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 — 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 —
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 〇〇株式会社 〇〇工場
	有害物質使用特定施設の種類 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定施設の設置場所 長崎県△△市△△町△番△号
特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物

・記載方法は10頁を参照  
 ・図面との整合を確認  
 ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面を添付

土地の形質の変更そのもの（掘削・盛土）に着手する最初の日

法第4条第1項の届出をする場合は記載不要

水質汚濁防止法施行令別表の号番号、施設名称を記載

・対象地に水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設が設置されている場合に記載  
 ・設置されていない場合は各項目に『—』を記載

の大きさは、日本産業規格A4とする。

水質汚濁防止法施行令第2条に定める有害物質

## ○「土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ」欄の記載方法

### 例1) 単一の事業、工事で届け出る場合

6,000 m<sup>2</sup> (掘削：2,000 m<sup>2</sup> 盛土：4,000 m<sup>2</sup>)  
最大掘削深度 5.2m

### 例2) 工区を施工単位で区切り、工区ごとに届出を分ける場合

事業全体 43,000 m<sup>2</sup> (掘削：20,000 m<sup>2</sup> 盛土：23,000 m<sup>2</sup>)  
最大掘削深度 10.5m  
今回届出 2,500 m<sup>2</sup> (掘削：2,000 m<sup>2</sup> 盛土：500 m<sup>2</sup>)  
最大掘削深度 5.2m

### 例3) 工区を施工単位で区切り、事業全体での掘削・盛土の内訳が未確定の場合

事業全体 43,000 m<sup>2</sup> (内訳未確定)  
今回届出 2,500 m<sup>2</sup> (掘削：2,000 m<sup>2</sup> 盛土：500 m<sup>2</sup>)  
最大掘削深度 5.2m

### 例4) 工区を施工単位で区切り、事業全体の計画が未確定の場合

事業全体 約 43,000 m<sup>2</sup> (内訳未確定)  
今回届出 2,500 m<sup>2</sup> (掘削：2,000 m<sup>2</sup> 盛土：500 m<sup>2</sup>)  
最大掘削深度 5.2m

※事業全体の数量はその時点での概数で構いません

### ※1 届出対象の面積の考え方①

長距離・広範囲にわたる工事で、工区を施工単位で区切る場合にも、まとめて一つの土地の形質の変更とみなし、事業全体で届出の対象となるかを判断します。

1工区当たりの土地の形質の変更の対象となる面積は 3,000 m<sup>2</sup>未満であっても、事業全体で 3,000 m<sup>2</sup>以上の場合は届出が必要となります。

### ※2 届出対象の面積の考え方②

当初計画の面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満で届出対象外であっても、計画変更により面積が増加して 3,000 m<sup>2</sup>以上となる可能性がある場合は、土地の形質の変更が届け出た範囲内におさまるようにして広めの面積で計画・届出を行ってください。

### ※3 届出対象の面積の考え方③

当初計画の面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満の届出対象外の工事で施工中に計画変更が生じ、面積が増加して 3,000 m<sup>2</sup>以上となった場合、残工事範囲の面積を基準として届出対象となるかを判断します。計画変更となったときの残工事範囲の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、届出が必要となります。

### ※4 複数工区の工事の届出の単位①

工区を施工単位で区切る場合でも、事業全体で届出に必要な書類がすべて揃い、届出書類の提出が可能であれば、各工区の施工時期(年度)に関わらず、一括で届け出ることができます。

### ※5 複数工区の工事の届出の単位②

工区を施工単位で区切り、事業全体の詳細が未確定で一括で届出ができない場合は、届出書類の提出が可能な工区のみを、1工区ずつに分けて、若しくは、いくつかの工区を併せて届出することができます。

➤ 提出者自己チェックリスト

<p>・届出者が法人の場合は法人名、代表者役職及び代表者氏名を、届出者が個人の場合は氏名を記載 ・届出書の記載と整合を取る</p>		<h3>提出者自己チェックリスト</h3>	<p>工区を分けて届け出るときは、全体事業名に加えて当該届出分の工事名、工区名等を明示</p>
届出の種類	一定規模以上の土地の形質の変更届出		備考
届出工事名	〇〇施設整備事業（2工区）		〇〇事業▲▲工区 複数工区の場合は全て記載してください。
届出者氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		届出者の本社等の連絡先
TEL	***-***-***		<p>以下のとおり記載 ・該当：○ ・非該当：× ・提出不要：－ 原則、『×』の記載はないように書類を整備してください</p>
連絡先 所属部署	△△部△△課		
担当者	△△ △△		
TEL	***-***-***		
Mail	***-***@***.co.jp		
届出年月日	令和5年4月1日	届出書の記載と整合を取る	
形質変更の着手予定日	令和5年10月1日		

提出書類	内容	チェック
一定規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）	届出期限内の提出である（※1）	○
	記載漏れ、誤記はない	○
	図面等の添付書類と整合が取れている	○
提出者自己チェックリスト	記載漏れ、誤記はない	○
土地利用履歴書	各施設の所管部署に確認して記載した	○
工程表 ※2	記載漏れ、誤記はない	○
土地の所在地の地図（1:3,000～15,000万程度の縮尺）	届出対象の土地の所在地を明示している	○
形質変更を行う場所を明らかにした図面（平面図・立面図・断面図）※2	土地の形質を変更する範囲を明示している	○
	掘削・盛土の部分の色分けして表示している	○
	掘削・盛土の面積、最大掘削深度を記載している	○
	最大掘削深度の地点を明示している	○
	最大掘削深度地点の立面図・断面図を添付している	○
土地所有者一覧表	記載漏れ、誤記はない	○
登記事項証明書	土地所有者一覧表に記載のものが揃っている	○
公図	土地所有者一覧表に記載のものが揃っている	○
土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七）※3	記載漏れ、誤記はない	—
指定調査機関が作成した土壤汚染状況調査結果報告書 ※3	土壤汚染対策法の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定した調査機関で作成したものか	—

※1 期限を過ぎて届け出るときは、理由書・顛末書を添付してください。

※2 長距離・広範囲にわたる工事で工区を施工単位で区切る場合に、工区を分けて届け出るときは、当該届出分の工程表・図面に加えて、事業全体の工程表及び図面を添付してください。事業全体の工程表及び図面には、全体のうちでの当該届出分がわかるように明示してください。

※3 土壤汚染状況調査を行い、届出に併せて結果を提出する場合に記載してください。

➤ 土地利用履歴書

## 土 地 利 用 履 歴 書

土地の所在地	長崎県△△市△△町△番△号 外△筆
--------	-------------------

届出書の記載と整合を取る

※ 現存施設だけでなく、廃止された施設についても記載が必要  
 ※ 施設の設置の有無の確認方法は、13頁「汚染のおそれの確認」参照

令和5年4月1日

項 目	設置の有無※
水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置 ・〇〇株式会社 〇〇工場 ・有害物質使用特定施設 ・65 酸またはアルカリによる表面処理施設	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
下水道法に基づく特定施設の設置  設置ありの場合は、以下を記載 ・事業場の名称 ・過去に設置されていた場合は、設置時期（期間）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
ガソリンスタンドの設置 △△石油株式会社 △△町給油所 昭和50年～平成30年まで設置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
設置ありの場合は、以下を記載 ・工場又は事業場の名称 ・有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設がある場合はいずれの施設であるか ・有害物質使用特定施設の場合は、施設の種類 ・過去に設置されていた場合は、設置時期（期間）	

※過去も含めて、項目に掲げる施設の設置の有無をチェックしてください。

## ○汚染のおそれの確認

県では、添付書類の『土地利用履歴書』及び『登記事項証明書』の情報から、土壌汚染のおそれや土壌汚染状況調査の命令発出の要否を判断しています。

『土地利用履歴書』の記載に当たっては、各施設の届出等を所管する公的機関へ施設の設置の有無を確認してください。

### 水質汚濁防止法に基づく特定施設

#### <所管>

土地の所在地を管轄する県立保健所

#### <確認事項>

特定施設の設置の有無（※現存施設及び廃止施設のいずれも）

⇒設置ありの場合

- ① 工場又は事業場の名称
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の有無  
(※設置ありの場合、原則、土壌汚染状況調査が必要です。)
- ③ 有害物質使用特定施設の場合、施設の種類
- ④ 廃止施設の場合、設置時期（期間）

### 下水道法に基づく特定施設

#### <所管>

土地の所在地の市町の担当課

#### <確認事項>

特定施設の設置の有無（※現存施設及び廃止施設のいずれも）

⇒設置ありの場合

- ① 事業場の名称
- ② 廃止施設の場合、設置時期（期間）

### ガソリンスタンド

#### <所管>

土地の所在地の市町の消防本部・消防組合

#### <確認事項>

ガソリンスタンドの設置の有無（※現存施設及び廃止施設のいずれも）

⇒設置ありの場合（※原則、土壌汚染状況調査が必要です。）

- ① 事業場の名称
- ② 廃止施設の場合、設置時期（期間）

➤ 工程表

**※任意様式**

おおよその流れが分かれば詳細な記載は不要です  
土地の形質の変更の時期がわかるように記載してください

<例>

工 程 表

年月日	内容	備考
R 5 . 4 . 1	準備工	1 工区 (※形質変更なし)
R 5 . 5 . 1	敷地拡張工事開始 (掘削)	1 工区
R 5 . 1 0 . 1	基礎工事開始 (掘削・盛土)	2 工区
R 5 . 1 2 . 1	配管工事開始 (掘削・盛土)	2 工区
R 6 . 2 . 1	建屋建築着工	3 工区
R 6 . 6 . 1	内装工事開始	3 工区
R 6 . 7 . 1	立体駐車場建築着工 (掘削)	4 工区
R 6 . 9 . 1	植栽工事開始	4 工区
R 6 . 1 0 . 3 1	工事完了	

➤ 工程表（※工区を施工単位で区切り、工区を分けて届け出る場合の全体工程表）

**※任意様式**

全体のおおよその流れが分かれば詳細な記載は不要です  
事業全体の工程と面積、届出状況がわかるように記載してください

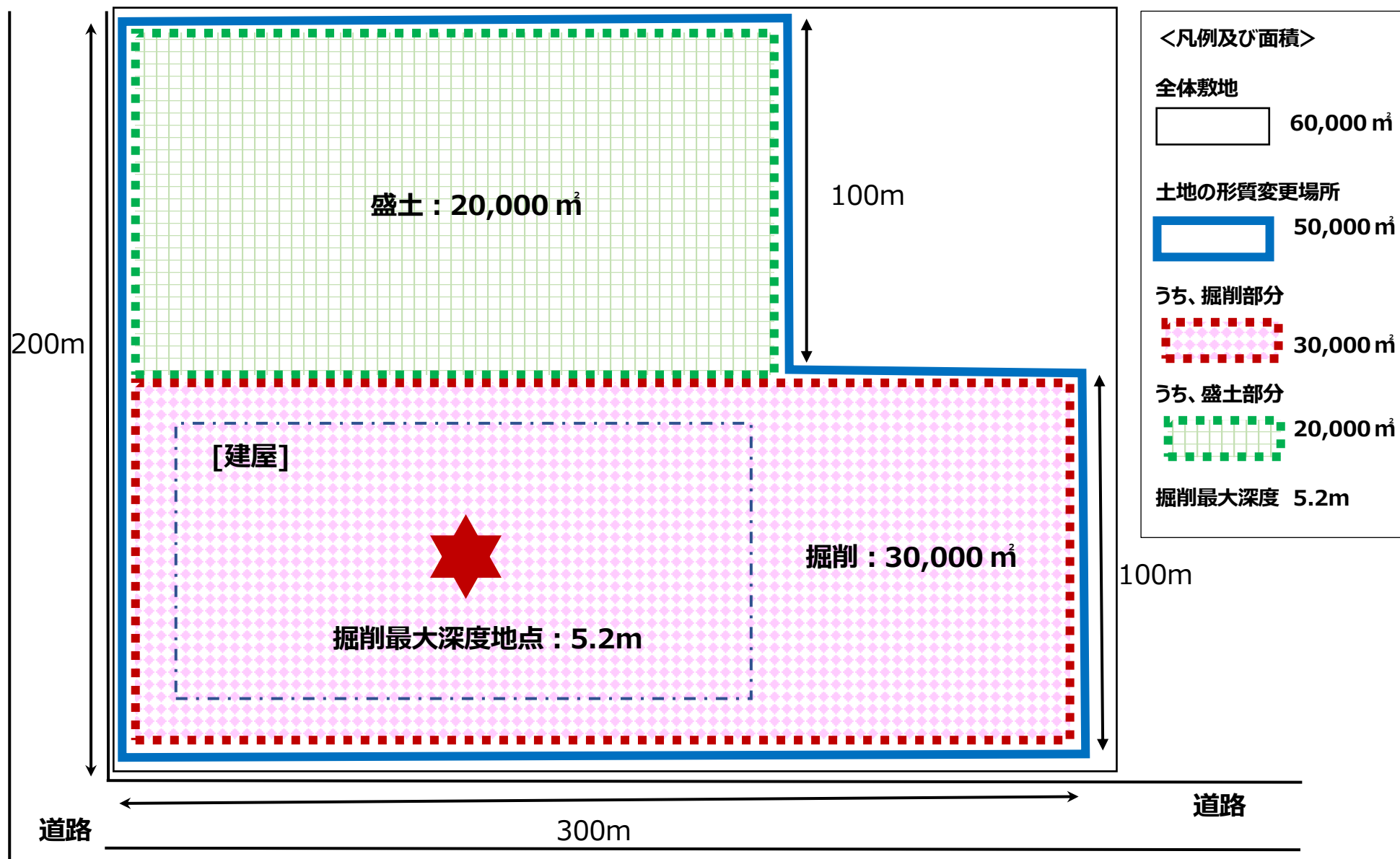
<例>

〇〇施設整備事業 全体工程表

開始年月日	終了（予定） 年月日	内容	工事面積 (届出拡張面積)	備考
R5. 4. 1	R5. 4. 30	1 工区（準備工）	10,000 m <sup>2</sup>	R5. 1 届出済み
R5. 5. 1	R5. 9. 30	1 工区（敷地拡張工事）		
R5. 10. 1	R5. 11. 30	2 工区（基礎工事）	8,000 m <sup>2</sup>	R5. 4 今回届出
R5. 12. 1	R6. 1. 31	2 工区（配管工事）		
R6. 2. 1	R6. 5. 31	3 工区（建屋建築）	2,000 m <sup>2</sup>	R6. 2 届出予定
R6. 6. 1	R6. 6. 31	3 工区（内装工事）		
R6. 7. 1	R6. 8. 31	4 工区（立体駐車場建築）		
R6. 9. 1	R6. 10. 31	4 工区（植栽工事）		
		合計	20,000 m <sup>2</sup>	

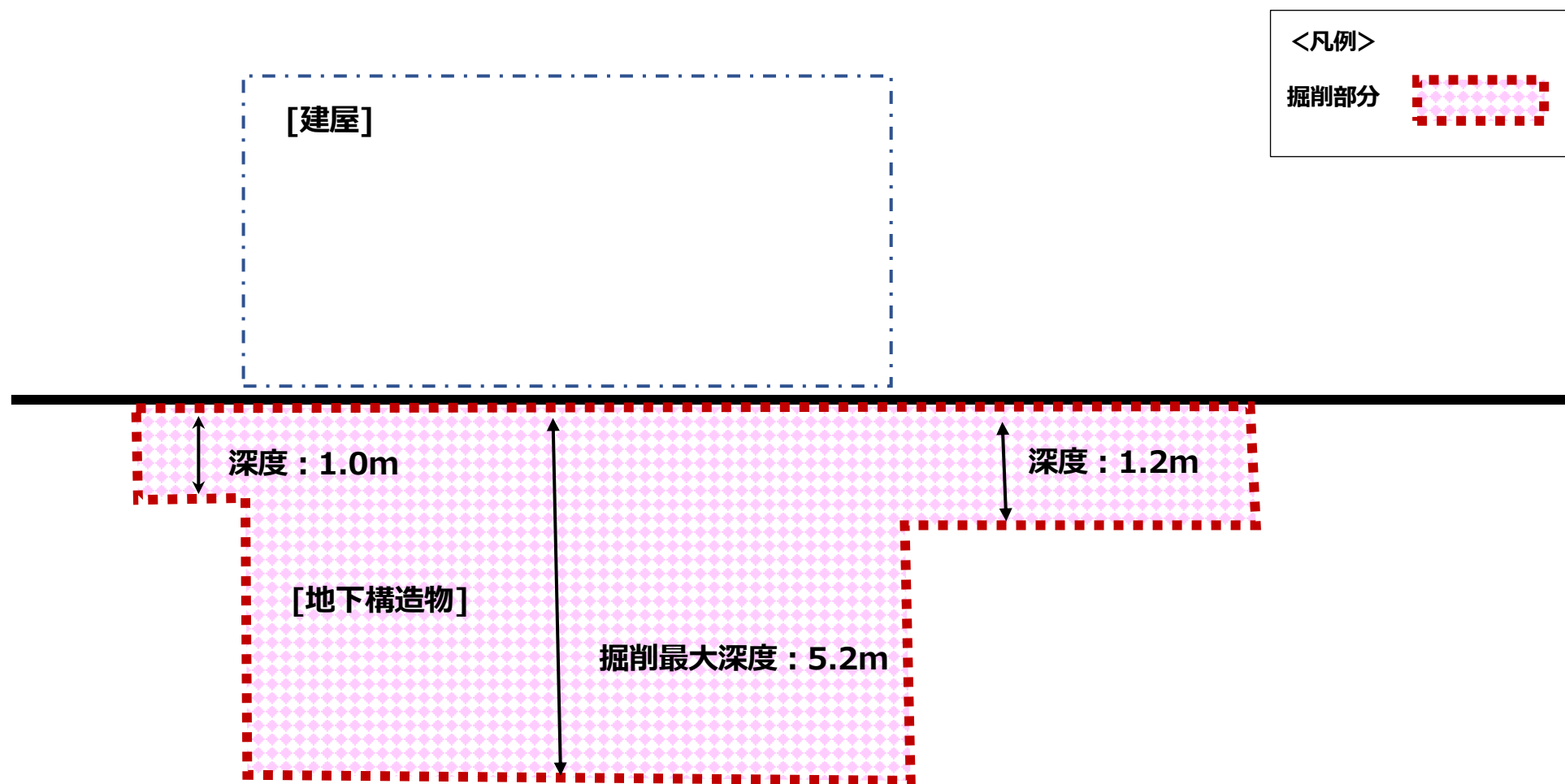
➤ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

平面図 (例)



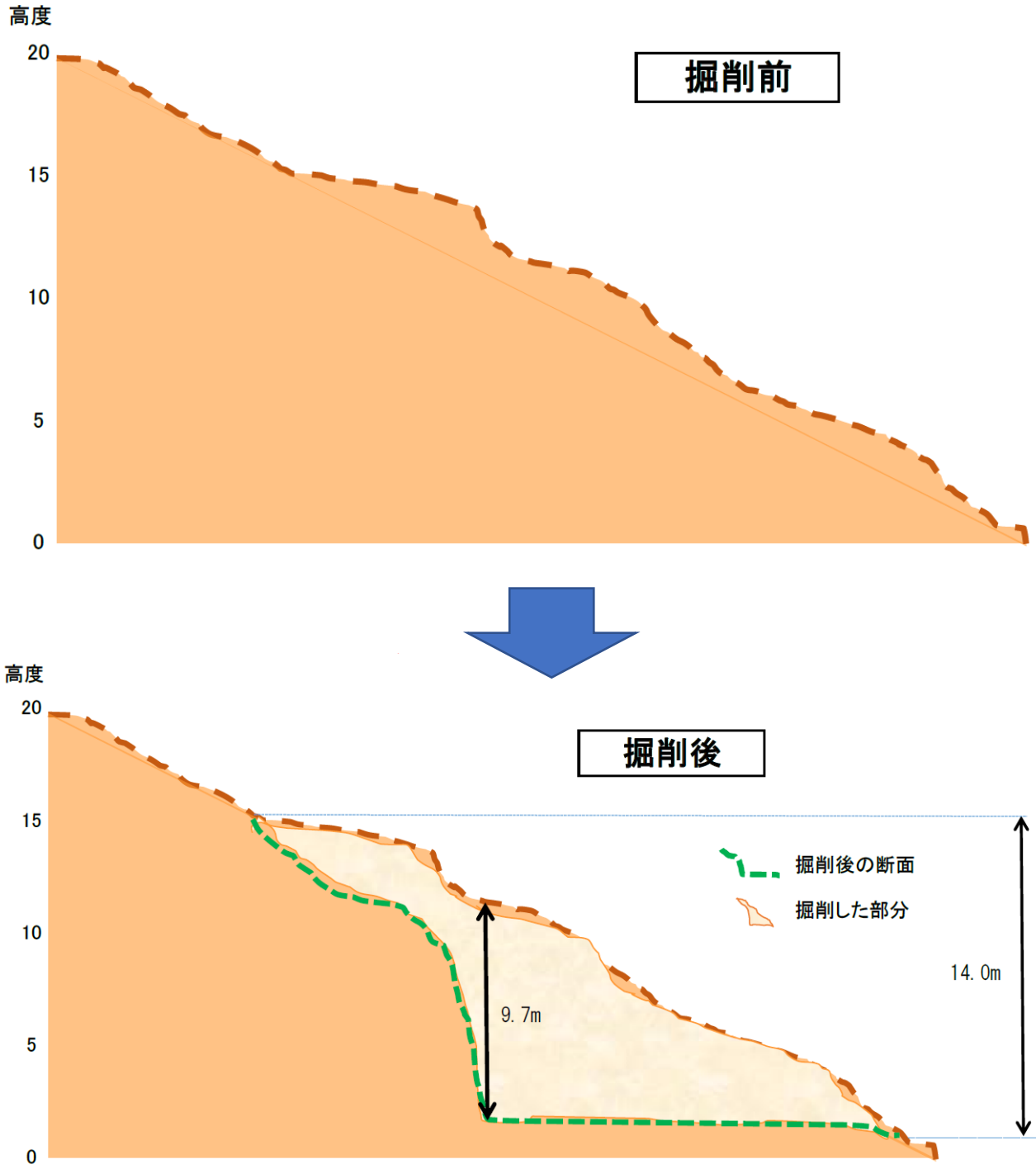
- 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

### 立面図・断面図（例）



➤ 掘削の深度の考え方

「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」における『土地の形質の変更に係る部分の深さ』とは、掘削に限定した垂直方向の深さでの最大深度を記載します。盛土の高さは関係ありません。



**垂直方向への深さを「深度」としますので、上記の事例では、最大深度は「14.0m」ではなく、「9.7m」です。**  
**また、斜面の面積は、『掘削部分を平面投影した面積』です。**

➤ 土地所有者一覧表

## 土地所有者一覧表

番号	所在	地番	所有者等氏名	地目	添付資料
1	△△市△△町	△番△号	△△ △△	田	登記事項証明書
2	〃	△番□号	△△ □□	畑	〃
3	〃	△番◇号	△△ ◇◇	雑種地	〃
4	〃	□番□号	〇〇株式会社	宅地	〃
5	〃	□番◇号	△△市	公衆用道路	道路台帳

### ※添付書類の『登記事項証明書』について

規則第 23 条では、届出書の添付書類を次のように規定しています。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出)

第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

長崎県では、添付書類の『登記事項証明書』及び『土地利用履歴書』の情報から、土壤汚染のおそれや土壤汚染状況調査の命令発出の要否を判断しています。

『登記事項証明書』では、地目や地積、土地の所有者について変更や移記の状況も含めて確認しているため、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等であっても、原則、『登記事項証明書』の提出を必要としています。ご理解とご協力をお願いします。

➤ 土壌汚染状況調査結果報告書（様式第七）

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十

・着手予定日の30日前までに提出  
 ・日数は記載日でなく、届出書類の  
 県への到達日により算定（6頁「7.  
 届出期限」参照）

土壌汚染状況調査結果報告書

令和5年4月1日

長崎県知事 殿

報告者が法人の場合は所在地、法人  
 名、代表者役職及び代表者氏名を、  
 届出者が個人の場合は住所、氏名を  
 記載

報告者

長崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第8項の命令に係る調査  
 土壌汚染対策法 第4条第2項の 調 査 を行ったので、同項の規定により、次のと  
 第4条第3項の命令に係る調査

おり報告します。

法第3条第8項又は第4条第3項の命 令を受けた年月日	—	法第4条第2項の調査の場合は記載不要
土壌汚染状況調査を行った場所	長崎県△△市△△町△番△号 外△筆	
最大形質変更深さより1メートルを超 える深さの位置について試料採取等 の対象としなかった場合はその旨、当該試 料採取等の対象としなかった深さの位 置及び特定有害物質の種類	—	試料採取の深さの限定を行った場合は 必ず記入
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に 適合していないおそれがある特定有害 物質の種類	ふっ素及びその化合物	
土壌汚染状況調査の結果	汚染は確認されなかった	
分析を行った計量法第107条の登録を受 けた者の氏名又は名称	株式会社□□（□□県知事登録 濃度 第□□号）	
土壌汚染状況調査を行った指定調査機 関の氏名又は名称	◇◇株式会社（指定番号 ◇◇-◇-◇◇◇◇）	
土壌汚染状況調査に従事した者を監督 した技術管理者の氏名及び技術管理者 証の交付番号	◇◇株式会社 調査部 ◇◇ ◇◇（第@@@号）	
法第4条第2項の報告において土地の 形質の変更をしようとする者が土地の 所有者等でない場合にあっては、土地の 所有者等の氏名又は名称	別添「土地所有者等一覧表」のとおり	

・調査結果の総評を記入  
 ・汚染があった場合は、  
 「汚染が確認された」と  
 記入し、基準不適合物質  
 及び超過した基準の種類  
 を記入

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## (参考) 巻末資料

- 県立保健所
- 特定有害物質
- 土地の形質の変更（事例：Q&A）
- 届出のあった土地に知事が土壤汚染のおそれがあると判断したとき
- 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設

➤ 県立保健所

管轄する市町	保健所	所在地	電話番号
西海市・長与町・時津町	西彼保健所	〒852-8061 長崎市滑石1-9-5	095-856-5022
諫早市・大村市・東彼杵町・ 川棚町・波佐見町	県央保健所	〒854-0081 諫早市栄田町26-49	0957-26-3305
島原市・雲仙市・南島原市	県南保健所	〒855-0043 島原市新田町347-9	0957-62-3288
平戸市・松浦市・佐々町	県北保健所	〒859-4807 平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933
五島市	五島保健所	〒853-0007 五島市福江町7-2	0959-72-3125
小値賀町・新上五島町	上五島保健所	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
壱岐市	壱岐保健所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260
対馬市	対馬保健所	〒817-8520 対馬市巖原町宮谷224	0920-52-0166

※水質汚濁防止法に規定する特定施設の届出等の所管は衛生環境課です。

➤ 特定有害物質

特定有害物質の種類及び要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）、  
地下水基準及び第二溶出量基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下		0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	0.3 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下	

出典：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）

➤ 土地の形質の変更（事例：Q&A）

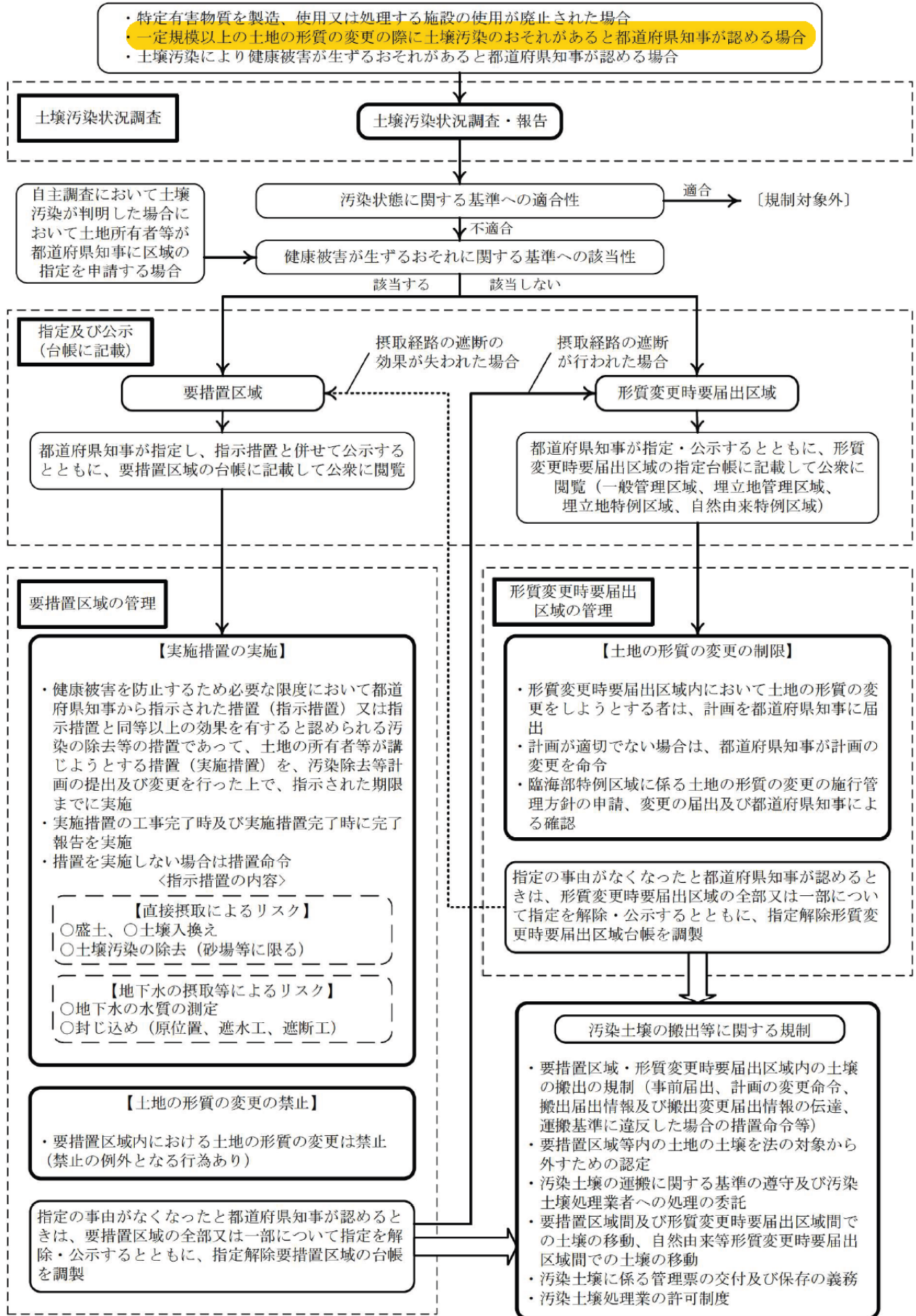
出典）環境省ホームページ：土壤汚染対策法 | 土壤関係「土壤汚染対策法 Q&A」（抜粋）

<https://www.env.go.jp/content/000045075.pdf>

No.	Q（質問の概要）	A（質問に対する回答）
1	掘削土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要があるか。 また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合についても届け出る必要があるか。	前段及び後段ともに、盛土には該当するため土地の形質の変更の面積に含めて考えられたい。
2	再生砕石を砂利にして、地面に盛る場合、法第4条第1項上、盛土扱いになるのか。	砂利を地面に盛ることにより、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更に当たる。
3	川岸で砂利を採取する行為についても、法第4条第1項の届出が必要となるのか。	砂利を採取する行為により、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更に当たる。
4	海岸砂浜の減少防止工事として、港から浚渫した砂を砂浜に盛る工事を行うことについて、法第4条第1項の届出の対象となるか。	水底において土砂を掘削する浚渫行為は土地の形質の変更に当たらない。 浚渫土砂を砂浜に盛る行為は、砂浜の掘削を伴う場合、法第4条第1項の届出の対象となる。一方、浚渫土砂を砂浜に盛る行為のみで、砂浜の掘削を伴わない場合は、法第4条第1項の対象とならない。
5	港湾工事として、浚渫土砂を港湾用地に仮置きすることは、法第4条第1項の届出の対象となるか。 また、当該仮置き土を移動する際は届出が必要か。	底質を掘り出す浚渫行為は、土地の形質の変更に当たらず、浚渫後の底質の仮置きに当たって仮置く土地の掘削を伴わない場合は、法第4条第1項の届出の対象とならない。当該仮置き後の底質を移動する場合は、当該底質が当該土地の土壌と区別できる状態になれば届出の対象となる。
6	海域の埋立竣功前の埋立地（造成中）で、区画整備や道路整備に伴って、3,000 m <sup>2</sup> 以上の改変を行う場合、竣功前の埋立地は海面であるため、法第4条第1項の届出は不要と考えてよいか。	不要と考えてよい。
7	開発予定地において、ため池が一定の面積を占めている場合、法第4条第1項の届出の土地の形質の変更に係る土地の面積の算定対象となるか。	ため池の水底の土砂は底質にあたり、法の適用対象とならない。 なお、ため池の水位が変動する場合は、水面下となる範囲がそれに合わせて変動することとなり、ため池の様態により底質と見るか土壌と見るか個別判断となるため、自治体での確認が必要である。

8	陸上自衛隊の演習場及び射撃場において、訓練のため 3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質の変更を行う場合、法第4条第1項の届出の例外となるか。	陸上自衛隊の演習場及び射撃場における土地の形質の変更についても、法第4条第1項第2号(規則第25条各号)に該当しない限り、同項の届出の対象となる。
9	採石場は認可更新時に法第4条第1項の届出対象となるか(採取認可範囲が同じ場合)。また、採取範囲が拡大となった場合(変更認可等)、同項の届出対象範囲は拡大した範囲のみで判断するのか、それとも既認可分を含めた全体で判断するのか。	採取認可範囲が同じ場合であれば、法第4条第1項の届出は不要であるが、採取範囲が拡大となった場合には、当該拡大した範囲について同項の届出の要否を判断されたい。
10	道路工事において、アスファルト面のみを掘削する場合は、土地の形質の変更に当たるか。	道路のアスファルト面のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は、土地の形質の変更に当たらない。 一方、アスファルト面よりも深く掘削し原地盤の形質が変更される場合は、土地の形質の変更に当たる。
11	太陽光発電施設(3,000 m <sup>2</sup> 以上)建設に伴い、パネル基礎に深さ2m、直径約40cmのねじ込み式杭を使用する。このとき、法第4条第1項の届出は必要か。 ただし、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計は3,000 m <sup>2</sup> 未満である。	掘削及び盛土等を行わない部分は、土地の形質の変更の面積に計上する必要はない。 よって、3,000 m <sup>2</sup> 以上の施設であっても、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計が3,000 m <sup>2</sup> 未満であれば、法第4条第1項の届出は必要ない。
12	土砂等の崩落防止のため、法面工事を行うときに山の斜面を掘削するが、土地の形質の変更に係る土地の面積の考え方は、山の斜面の面積とするのか、それとも掘削部を水平投影した面積とするのか。 また、その場合、掘削深度は斜面のどの方向の深度と考えるべきか。	トンネル工事の際と同様に、掘削部を平面投影した面積で算定されたい。 また、斜面の掘削深度については、鉛直方向で考えられたい。

➤ 届出のあった土地に知事が土壤汚染のおそれがあると判断したとき



出典：土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）

➤ 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設

水質汚濁防止法施行令別表第一

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘削用の泥水分離施設</li> </ul>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> </ul>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗淨施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設(流送施設を含む。)</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸留施設</li> </ul>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗淨施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> </ul>

	<input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 压榨施設 <input type="checkbox"/> 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設 <input type="checkbox"/> 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 原料浸せき施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設(流送施設を含む。) <input type="checkbox"/> 分離施設 <input type="checkbox"/> 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 原料処理施設 <input type="checkbox"/> ろ過施設 <input type="checkbox"/> 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 原料処理施設 <input type="checkbox"/> 湯煮施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 水洗式脱臭施設 <input type="checkbox"/> 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> まゆ湯煮施設 <input type="checkbox"/> 副蚕処理施設 <input type="checkbox"/> 原料浸せき施設 <input type="checkbox"/> 精練機及び精練そう <input type="checkbox"/> シルケツト機 <input type="checkbox"/> 漂白機及び漂白そう <input type="checkbox"/> 染色施設 <input type="checkbox"/> 薬液浸透施設 <input type="checkbox"/> のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 洗毛施設 <input type="checkbox"/> 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 湿式紡糸施設 <input type="checkbox"/> リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 <input type="checkbox"/> 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チツプ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 湿式バーカー <input type="checkbox"/> 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 湿式バーカー <input type="checkbox"/> 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 原料浸せき施設 <input type="checkbox"/> 湿式バーカー <input type="checkbox"/> 碎木機 <input type="checkbox"/> 蒸解施設 <input type="checkbox"/> 蒸解廃液濃縮施設 <input type="checkbox"/> チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 <input type="checkbox"/> 漂白施設

	チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設

	ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバツチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設

60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。) 又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキシド又は一・四―ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)

	で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)